ミカンコミバエの調査にご協力ください！

特殊病害虫に指定されているミカンコミバエが，11月９日指宿市十二町に設置している調査用トラップにおいて確認されています。

発見された周辺地域を中心に，トラップの増設や誘殺板の設置，食害する果実の調査等を継続的に実施しますので，市民の皆様のご協力をお願いいたします。

また，疑わしい虫をみつけた場合には，裏面問い合わせ先までご連絡ください。

■特殊病害虫とは

有害動植物のうち植物防疫法によりその移動が規制されるもので，本市においては，過去にアリモドキゾウムシやイモゾウムシが発生し，サツマイモが栽培できなくなるなど，地域経済に大きな影響がでました。

■ミカンコミバエとは

カンキツ類、カキ、マンゴー、パパイヤ、バナナ、スモモ、グアバ、ピーマン等多くの果物・野菜に寄生する体長約7.5㎜程のハエの仲間です。**（※オクラ・豆類・カボチャへは寄生しません。）**

果実に卵が産み付けられ、幼虫が中で成長すると、果実の中を食い荒らし腐敗・落下し，ひどい場合には収穫できなくなります。

※ミカンコミバエが寄生した果実を食べても健康上問題ありません。

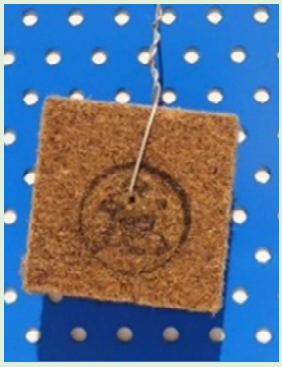


■誘殺板(テックス板)とは

木材繊維を固めたものにミバエ類を誘引する薬剤と殺虫剤(ダイアジノン)を含ませたものです。

大きさは4.5×4.5cm程で、使用する際は小さなお子様の手が届かない1.5m程の高さの木の枝等につるします。

誘殺板に直接触れると、かぶれ等が生じる場合があります。万が一、触れてしまった場合は、速やかに石けんでよく洗い流してください。



■トラップ調査とは

発生地区を中心に半径５kmの範囲内に24カ所設置し，定期的に侵入警戒調査を実施しますのでご協力をお願いします。



1　ミカンコミバエは多くの果物・植物に寄生します！！

ミカンコミバエは英名で「オリエンタルフルーツ・フライ」（東洋の果実に寄生するハエ）と呼ばれ，寄生する植物は，パイナップル等を除くほとんどの果実，トマトやナスなどの一部の野菜，樹木等の野生種など数多くの種にのぼります。



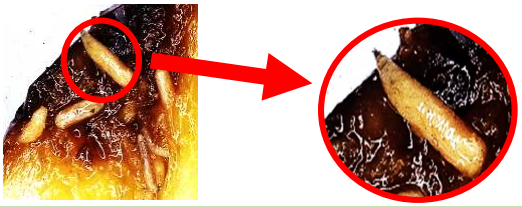
皆様へのお願い

■廃棄

落下果実等の不要な果実は，ミカンコミバエが寄生する可能性があるので，地中に埋没するか，ビニール袋に入れてゴミとして処理してください。
※袋が破れないように注意

■連絡

ウジ（1cm以下）の発生など、果実の異常を見つけた場合は、すぐに以下の問い合わせ先に連絡してください。



【問い合わせ先】

- 指宿市特殊病害虫防除対策協議会事務局（指宿市役所　農政課）　TEL：0993-22-2111（内線：5712，5713）
- 鹿児島県病害虫防除所　TEL：099-245-1157
- 鹿児島県農政普及課（指宿市十二町駐在）　TEL：0993-22-6422

植物防疫所，鹿児島県農政部発行「鹿児島県によるミカンコミバエ種群根絶のあゆみ」より，引用・転記